

第8編 被害者救済

第1 救急業務

1 救急業務実施体制

平成24年4月1日現在、12消防本部が129台の救急車により、救命救急センター及び救急病院等との緊密な連携のもとに24時間体制を取り、県内全域において、救急業務を実施している。

○ 平成24年中の交通事故に関する救急業務実施状況

出動件数 6,886 件

(単位：件・人)

(全出動件数の8.7%、前年比4.0%増)

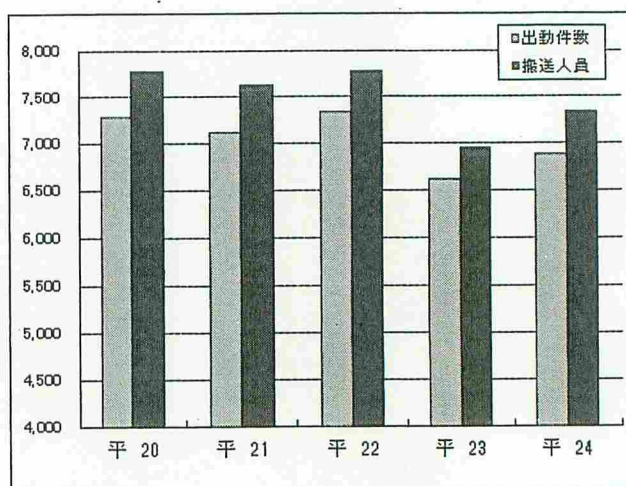
搬送人員 7,340 人

(全搬送人数の10.0%、前年比5.4%増)

(単位：件・人)

| 区分 | 年 | 平 20 | 平 21 | 平 22 | 平 23 | 平 24 |
|------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出動件数 | | 7,282 | 7,121 | 7,336 | 6,624 | 6,886 |
| 搬送人員 | | 7,767 | 7,618 | 7,778 | 6,961 | 7,340 |

*平成24年は速報値



2 高速道路における救急業務実施体制

高速道路において、沿線の11消防本部が東日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)と取り交わした覚書に基づき救急業務を実施している。また、消防本部間において消防相互応援協定を結び、管轄区域を越えた救急業務の実施及び大規模交通事故に対する応援体制をとっている。

○ 平成24年中の高速自動車道の交通事故に関する救急業務実施状況

出動件数 214 件

(単位：件・人)

(高速自動車道全出動件数の63.3%

前年比4.5%増)

搬送人員 309 人

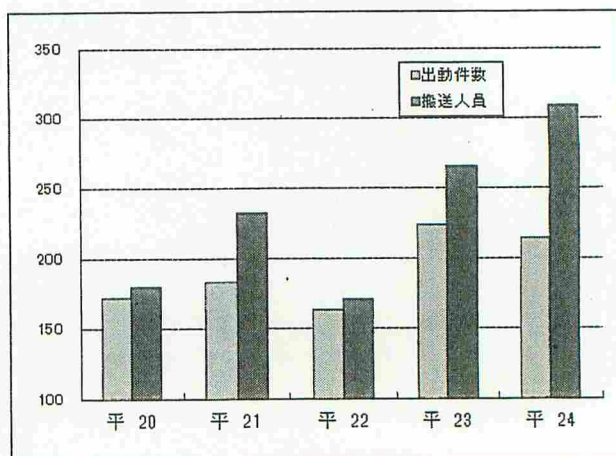
(高速自動車道全搬送人員の74.1%

前年比36.7%増)

(単位：件・人)

| 区分 | 年 | 平 20 | 平 21 | 平 22 | 平 23 | 平 24 |
|------|---|------|------|------|------|------|
| 出動件数 | | 172 | 183 | 163 | 224 | 214 |
| 搬送人員 | | 180 | 233 | 171 | 266 | 309 |

*平成24年は速報値



第2 交通事故相談

交通事故被害者等にかかる損害賠償、更正問題等について、総合的な相談に応じ、交通事故被害者等の救済を図った。

1 交通事故相談の実施

県が実施した交通事故相談については、県民広聴室県政相談コーナーに専任の交通事故相談員を配置し、相談業務の運営を強化して関係機関との連携を密にしながら相談にあたった。

また、(財)日弁連交通事故相談センター及び(財)交通事故紛争処理センターの利用についても周知徹底を図った。

(1) 常設相談

交通事故相談員2人を配置し、月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)までの午前9時から午後4時まで相談に応じた。

○ 県庁本庁舎 県民広聴室 交通事故相談員2名 電話 024(521)4281

(2) 巡回相談

遠隔地の交通事故被害者の便宜を図るため、4箇所(郡山市、白河市、会津若松市、いわき市)で巡回相談を計画した。

2 交通事故相談件数

交通事故相談件数は632件で、前年度543件より89件、16.4%増加した。

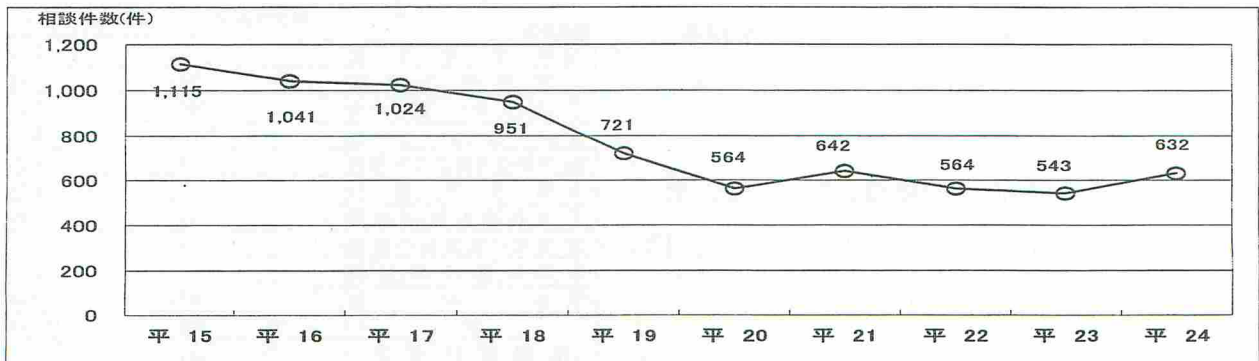
また、相談率は5.1%で、前年度4.5%より0.6ポイント上回った。

年度別相談件数

(単位：件・人・%)

| 事項 | 年度 | 平 15 | 平 16 | 平 17 | 平 18 | 平 19 | 平 20 | 平 21 | 平 22 | 平 23 | 平 24 |
|--------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数(A)件 | | 1,115 | 1,041 | 1,024 | 951 | 721 | 564 | 642 | 564 | 543 | 632 |
| 交通事故死傷者数(B)人 | | 19,448 | 19,247 | 18,307 | 17,489 | 16,366 | 14,772 | 14,343 | 13,365 | 11,949 | 12,277 |
| 相談率(A/B)% | | 5.7% | 5.4% | 5.6% | 5.4% | 4.4% | 3.8% | 4.5% | 4.2% | 4.5% | 5.1% |
| 全国相談率% | | 10.7 | 10.3 | 9.4 | 9.6 | 9.2 | - | - | - | - | - |

(単位：件)

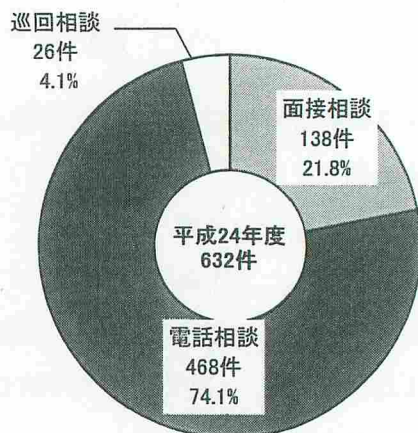


(1) 相談方法別受理件数

電話相談は、468件(74.1%)で、前年度419件(77.1%)より49件増加し、構成比は3.0ポイント減少した。

面接相談は、138件(21.8%)で、前年度97件(17.9%)より41件、3.9ポイント増加した。

巡回相談は、26件(4.1%)で、前年度27件(5.0%)より1件、0.9ポイント減少した。



(2) 新規相談の交通事故被害程度別

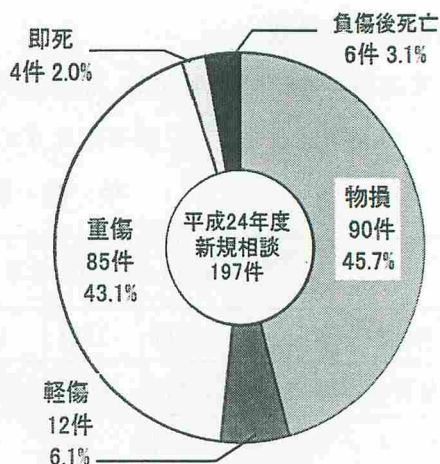
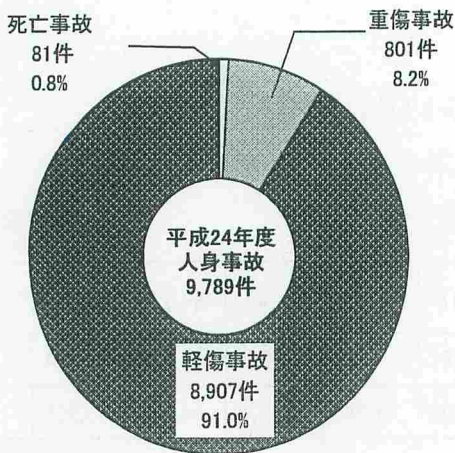
相談者の被害程度を新規面接相談者120人を対象に調査した結果、人身事故相談が全体の54.3%を占めた。

交通事故の発生件数と相談者数の関連では、死亡事故が93件で前年より15件減少したが、相談は10件で前年と同数であった。

重傷事故は801件で、前年より56件増加し、相談は85件で前年より44件増加した。

軽傷事故は8,907件で、前年より127件増加し、相談は12件で前年より3件増加した。

物損事故相談は70件で、前年度より44件増加した。



(3) 新規相談者の要旨別状況

新規面接相談者の相談要旨は、新規相談者120人に対し、290件で、一人当たり平均2.4件相談していることになる。

最も多い相談は、「賠償額の算定」で、全体の23.4%を占め、次に「その他」が22.4%、「示談の仕方」が20.7%となった。

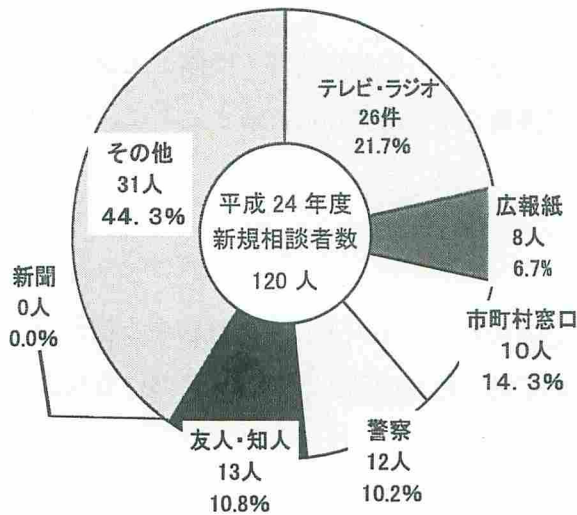
(単位：件・%)

| 相談要旨 | 区分 | 相談件数(A) | 割合(A)/(B) |
|--------------|-----|---------|-----------|
| ① 賠償責任者 | | 7 | 2.4% |
| ② 賠償額の算定 | | 68 | 23.4% |
| ③ 過失程度 | | 44 | 15.2% |
| ④ 示談の仕方 | | 60 | 20.7% |
| ⑤ 示談解決後の変更取消 | | 1 | 0.3% |
| ⑥ 債務不履行 | | 2 | 0.7% |
| ⑦ 自賠償保険請求等 | | 22 | 7.6% |
| ⑧ 労災社会保険の使用 | | 13 | 4.5% |
| ⑨ 訴訟調停の利用 | | 8 | 2.8% |
| ⑩ その他 | | 65 | 22.4% |
| 計 | (B) | 290 | 100.0% |
| 新規相談者数 | | 120 | |

(4) 新規相談者の交通事故相談所を知り得た広報媒体

広報媒体で最も多かったのは、「テレビ・ラジオ」で21.7%を占めている。

次に、「友人・知人」が10.8%、次いで「市町村窓口」と「警察」で各10.0%となった。



3 市町村との連携

交通事故相談窓口の充実強化のために市町村相談窓口との連携を図った。

第3 被害者支援

福島県警察は、交通事故の被害者やその家族・遺族（以下「被害者等」という。）の現状や地域で被害者等を支える活動の必要性・重要性について県民に理解を深めてもらうため、年間を通じて「被害者に優しい『ふくしまの風』運動」を展開している。

本運動では、公益社団法人ふくしま被害者支援センター等関係機関・団体と連携し、交通事故による被害の回復・軽減を図るため、各種被害者支援施策を積極的に推進するとともに、社会全体で被害者等を支える気運の醸成を図った。

1 関係機関・団体との連携

犯罪被害者等早期援助団体に指定されている公益社団法人ふくしま被害者支援センターや、福島県被害者等支援連絡協議会と連携し、県民への広報・啓発活動及び市町村における被害者支援窓口設置の働きかけを推進した。

2 被害者等の視点に立った被害者支援

被害者等に対しては、その立場に立った迅速できめ細かな支援を行うとともに、被害者支援要員等を適切に運用し、

- 被害直後における付添い
- 各種要望への対応
- 病院等への付添い
- カウンセリング制度等各種支援制度の説明

等の支援を行った。

また、交通事故に遭遇して困惑している被害者等に対し、被害者の手引「交通事故にあわれた方とその家族のために」を活用するなどして、刑事手続き、救済制度等の情報を提供した。

3 被害者支援の気運醸成

被害者等の苦しみや悲しみを理解し、地域社会が一体となって被害者等をさせる気運を醸成するため、

- 中学校、高校、大学等において「命の大切さを学ぶ授業」と題した交通事故被害者遺族による講演会
- 交通安全大会等における交通事故被害者遺族による講演
- 地域で行われる交通安全教室等における交通事故被害者遺族の手記の朗読や各種被害者支援施策等を紹介したりする出前型ミニ講座
- その他被害者支援のための広報・啓発活動

等を実施した。

◎ 平成25年交通安全運動福島県年間スローガン
「思いやり 人も車も 自転車も」

◎ 平成25年交通安全運動福島県年間重点事項

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 子どもの交通事故防止
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 自転車の交通事故防止
- 5 飲酒運転、速度超過などの悪質・危険な運転の根絶
- 6 交差点・カーブにおける交通事故防止
- 7 暴走族等の根絶

平成25年版

交 通 白 書

編集・発行 福島県生活環境部
生活交通課
〒960-8670
福島市杉妻町2番16号
TEL 024 (521) 7158